

# 青森県報

号外第八号

平成二十二年  
三月十二日  
( 金曜日 )

## 目 次

内水面漁場管理委員会

第五種共同漁業に係る増殖計画量の基準……………

（調整委員会事務局）…

コイの持出禁止及び放流の制限等に関する委員会指示……………

（同）…

サクラマス秋放流幼魚保護に係る採捕禁止の指示……………

（同）…

右 同……………

（同）…

## 内水面漁場管理委員会

青森県内水面漁場管理委員会公示第一号

第五種共同漁業に係る平成二十二年増殖計画量の基準は、次のとおりとする。

平成二十二年三月十二日

青森県内水面漁場管理委員会

会長 濱 田 正 隆

免許番号	河川 湖沼	魚種	増殖計画量の基準
内共第一号	笹内川	あゆ やまめ いわな	種苗放流 一万尾（六〇キログラム）以上 種苗放流 一万尾（二〇キログラム）以上 産卵床造成一箇所以上

内共第二号	吾妻川	あゆ やまめ いわな	種苗放流 二千尾（二キログラム）以上 種苗放流 二千尾（四キログラム）以上 産卵床造成二箇所以上
内共第三号	川 追良瀬	あゆ やまめ いわな うぐい	種苗放流 五万尾（三〇〇キログラム）以上 種苗放流 五万尾（一〇〇キログラム）以上 産卵床造成三箇所以上
内共第四号	川 大童子	あゆ やまめ いわな いわな	種苗放流 二千尾（二キログラム）以上 種苗放流 三千尾（六キログラム）以上 種苗放流 二千尾（四キログラム）以上 産卵床造成三箇所以上
内共第五号	赤石川	あゆ やまめ いわな うぐい かじか	種苗放流 二万五千尾（一五〇キログラム）以上 種苗放流 一万尾（二〇キログラム）以上 産卵床造成二箇所以上 産卵床造成二箇所以上 産卵床造成二箇所以上
内共第六号	中村川	あゆ やまめ いわな うぐい	種苗放流 一万五千尾（九〇キログラム）以上 種苗放流 五千尾（一〇キログラム）以上 種苗放流 五千尾（一〇キログラム）以上 種苗放流 〇尾（〇キログラム）以上 産卵床造成二箇所以上
内共第七号	平滝沼	こい ふな	種苗放流 〇尾（〇キログラム） 種苗放流 五千尾（一〇キログラム）以上
内共第八号	溜池 廻堰大	こい ふな	種苗放流 〇尾（〇キログラム） 種苗放流 七千尾（一四キログラム）以上
内共第十号	前潟・	こい	種苗放流 〇尾（〇キログラム）

内共第十六号	内共第十五号	内共第十四号	内共第十三号	内共第十二号	沼・明 七バト 沼
浅瀬石 川	平川	岩木川	山田川 田光沼	十三湖	
あゆ やまめ	あゆ やまめ	あゆ	こい ふな	こい ふな うぐい わかさぎ	ふな わかさぎ
種苗放流 二万尾(四〇キログラム)以上	種苗放流 一万尾(六〇キログラム)以上 種苗放流 四千尾(八キログラム)以上 種苗放流 〇尾(〇キログラム) 種苗放流 一千尾(二キログラム)以上 種苗放流 五千尾(一〇キログラム)以上 産卵床造成一箇所以上 産卵床造成一箇所以上 産卵床造成一箇所以上	種苗放流 十二万五千尾(七五〇キログラム)以上 種苗放流 四万尾(八〇キログラム)以上 種苗放流 〇尾(〇キログラム) 種苗放流 一万尾(二〇キログラム)以上 種苗放流 二万尾(四〇キログラム)以上 産卵床造成十箇所以上 産卵床造成五箇所以上 産卵床造成十箇所以上	種苗放流 〇尾(〇キログラム) 種苗放流 五千尾(一〇キログラム)以上	種苗放流 〇尾(〇キログラム) 種苗放流 一万尾(二〇キログラム)以上 産卵床造成二箇所以上 ふ化放流 二百五十万粒以上	種苗放流 二万五千尾(五〇キログラム)以上 ふ化放流 五百五十万粒以上

内共第二十号	内共第二十号	内共第二十号	内共第二十号	内共第十九号	内共第十八号	内共第十七号
田代沼	合子沢 川	蟹田川	今別川	増川川	二ノ沢 溜池	藤枝溜 池
にじます	い わ な	あ ゆ	あ ゆ	あ ゆ	こ い	こ い
種苗放流 一万五千尾(三〇キログラム)以上	種苗放流 五千尾(一〇キログラム)以上 産卵床造成二箇所以上	種苗放流 八千尾(四八キログラム)以上 種苗放流 一万六千尾(三二キログラム)以上 種苗放流 〇尾(〇キログラム) 種苗放流 八千尾(一六キログラム)以上 産卵床造成二箇所以上	種苗放流 六千尾(三六キログラム)以上 種苗放流 五千尾(一〇キログラム)以上 種苗放流 五千尾(一〇キログラム)以上	種苗放流 一千尾(六キログラム)以上 種苗放流 二万尾(四〇キログラム)以上 種苗放流 一千尾(二キログラム)以上	種苗放流 〇尾(〇キログラム) 種苗放流 一千尾(二キログラム)以上	種苗放流 〇尾(〇キログラム) 種苗放流 五千尾(一〇キログラム)以上 産卵床造成二箇所以上



内共第四十 九号	新井田川	あゆ やまめ	種苗放流 種苗放流 種苗放流 三万尾(六〇キログラム)以上
内共第四十 八号	馬淵川	あゆ やまめ こい いわな うなぎ うぐい	種苗放流 種苗放流 種苗放流 種苗放流 種苗放流 種苗放流 産卵床造成三箇所以上
内共第四十 七号	鳶沼	ひめます	種苗放流 六千尾(二二キログラム)以上
内共第四十 六号	奥入瀬川	あゆ やまめ こい いわな にじます うなぎ うぐい	種苗放流 種苗放流 種苗放流 種苗放流 種苗放流 種苗放流 産卵床造成二十箇所以上
内共第四十 五号	七戸川	やまめ こい いわな	種苗放流 種苗放流 種苗放流 種苗放流 種苗放流 種苗放流 産卵床造成三箇所以上
内共第四十 四号	小川原湖	こい うなぎ ふな うぐい わかさぎ えび	種苗放流 種苗放流 産卵床造成三箇所以上 産卵床造成三箇所以上 産卵床造成三箇所以上 増殖床造成三箇所以上

農内共第一 号	十和田湖	こい ふな いわな うぐい ひめます こい ふな さくらま えび	種苗放流 産卵床造成二箇所以上 産卵床造成三箇所以上 産卵床造成五箇所以上 種苗放流 種苗放流 種苗放流 種苗放流 種苗放流 種苗放流 産卵床造成十六箇所以上
------------	------	--	---

青森県内水面漁場管理委員会指示第一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項及び第三百三十四條第四項の規定により、水産動植物の保護を図るため、本県内のコイ(マコイ及びニシキコイ)をいう。以下同じ。)の取り扱いを次のように制限する。

平成二十二年三月十二日

青森県内水面漁場管理委員会

会長 濱 田 正 隆

一 コイの持出禁止

県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面(以下「公共用水面等」という。)において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり又はかかっている疑いがあるとして知事が定めた水域(水面に設置した工作物等により、コイの遡上が考えられず、制限する必要がないと判断される上流域を除く。以下「指定水域」という。)においては、青森県内水面漁場管理委員会(以下「委員会」という。)が承認した場合を除き、コイを持出してはならない。

なお、指定水域については、青森県知事が別途定め、速やかに公表するものとする。

ただし、公的機関が試験研究や検査に供する場合は、この限りではない。

二 放流等の制限

公共用水面等において、コイを放流する場合には、放流用のコイが次に掲げる要

件のいずれにも該当するコイでなければ、放流してはならない。ただし、採捕したコイをその場で再び放流する場合及び委員会が承認した場合は、この限りではない。

1 コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水面に生息していたコイでないこと。

2 コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水面に生息し、又は生息していたコイと水を介しての接触がないこと。

3 PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。）でコイヘルペスウイルス陰性が確認されたコイであること。

三 遺棄の禁止  
生死を問わず、公共用水面等にコイを遺棄してはならない。

四 指示期間  
平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

青森県内水面漁場管理委員会指示第一号  
漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百三十条第四項の規定により、サクラマス秋放流幼魚保護のため、次のとおり指示する。

平成二十二年三月十二日

青森県内水面漁場管理委員会

会 長 濱 田 正 隆

一 禁止区域

奥入瀬川水系の次の流域においては、制限期間中はヤマメを採捕してはならない。ただし、試験研究のために採捕する場合を除く。

1 中里川 十和田市大字法量字相ノ窪二四の一〇六地先の橋梁下流端から十和田市大字法量字鳥谷附二 の一地先の橋梁上流端までの区域

2 生内川 十和田市大字奥瀬字生内二七〇の六一地先の生内大橋下流端から十和田市大字奥瀬字生内一七〇の一地先の奥瀬堰土地改良区頭首工上流端までの区域

3 後藤川 十和田市大字滝沢字五渡ノ上の五渡橋下流端から十和田市大字滝沢字横倉一六二地先の橋梁上流端までの区域

二 制限期間

平成二十二年四月一日から同年五月三十一日まで

青森県内水面漁場管理委員会指示第三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百三十条第四項の規定により、サクラマス秋放流幼魚保護のため、次のとおり指示する。

平成二十二年三月十二日

青森県内水面漁場管理委員会

会 長 濱 田 正 隆

一 禁止区域

大畑川小目名沢全流域においては、次の期間中はヤマメを採捕してはならない。ただし、試験研究のために採捕する場合を除く。

二 制限期間  
平成二十二年四月一日から同年六月三十日まで

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭